

## 東三河広域連合監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年8月26日

東三河広域連合監査委員  
同

古池弘人  
伊藤真千子



定例監査の監査結果に基づく措置結果 令和5年度定例監査

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
総務部	総務課	5-1	意見	東三河ブランド推進事業実施委託業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約しているが、理由書の記載が不十分である。履行可能な者が一者に特定される場合には、その根拠を整理し理由を具体的に記載するなど、随意契約ガイドラインに基づき適切な事務処理に努められたい。	本業務の受託者は、「第2期東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略」において広域連合とともに東三河のブランディング推進を掲げる地域経営主体（DMO）の確立を目指す事業者であり、東三河全域のブランディングを実施するとともに広く生産者等とのネットワークを持つことから、特定の生産者等に偏らず公平な立場で業務を実施できる唯一の事業者です。このため令和6年度も本業務は一者随意契約としていますが、理由書において上記のとおり理由を具体的に記載しました。	R6. 6. 7
		5-1	意見	東三河魅力発信及び転出抑制・人材還流広告掲載業務において、インスタグラム等を活用して広告配信を行っている。配信対象者を主に閲覧対象である25歳以上としていたが、若い女性の転出が課題となっている中、転出抑制の観点から24歳以下も対象とするように努められたい。 また、年間を通しての投稿・掲載の回数の定めはあるものの、時期については特に定められていない。継続的・効果的に成果を発揮させるためにも、計画的に業務を遂行するよう仕様書の改善に努められたい。	若い世代の女性への訴求は重要事項と認識していますので、令和5年度下半期に行った広告配信では24歳以下も対象に含めました。 また、令和6年度は、年間を通しての投稿を計画的に遂行するよう、時期について仕様書に記載しました。広告掲載については効果的に成果を発揮するため投稿のタイミングと調整を図る必要があり、仕様書に記載せず、受託者との協議の中で掲載時期を定めていくこととしています。	R6. 6. 7